

中古散文資料における

「ナーン」・「ーナ」の差異について

細川英雄

一 はじめに

本稿は、中古の禁止表現である「ナーン」・「ーナ」の二つの表現形式の表現上の差異について論じようとするものである。

「ナーン」・「ーナ」の表現上の差異については古く富士谷成章以来諸説あるが、本稿では、中古の和文系仮名書き散文資料において、「ナーン」は婉曲・懇願というよりは、むしろ当時の禁止表現として広く用いられていたのではないかという私見を述べ、その際に「ーナ」が「ナーン」と比較して話し手の感情を反映した強い禁止であることを指摘したいと思う。

二 従来の諸説について

二・一 成章説とその展開

すでに知られているように「ナーン」・「ーナ」の差異についての従来の説は富士谷成章が『あゆひ抄』（安永二年（一七七三））において、

〔何な〕の未也 里言同じ。ひとへにかたくいさめたる心なり
〔な何そ〕の何は事 何は事 何は事 「何な」といさむるよりは心ゆるし。

と記述したことにはじまる。成章の示した具体例は次のようなものである。

「何な」と「な何そ」とは、おほむね勿莫のしもの心に似たるへし。たとへはとままるへき人のゆくをいさむるは、ゆくななり。東にゆくへき人の西に行をいさめ、あすゆくへきにけふゆくをいさむるたくひは、なゆきそなり。又古今にへかすかのはけふはなやきそ若草のつまもこもれり我もこもれりとあるに、しなかとりにへわか草のいもりのりたりやわれものりたりや舟かたふくなくとあるはにたる心にていさむる詞かれこれたかひめあるをおもふへしへ船かたふくは只今のりたる船にさしつけていさむる詞也へけふはなやきそはあすをもこめていさむるにはあらず。二の詞ゆるかすへからぬことかくのことし（一・禁属）

成章によれば、「とままるへき人のゆく」のを禁止する場合は「行くな」であり、「東にゆくへき人の西に行」くのや「あすゆく

へきにけふゆく」を禁止する場合は「な行きそ」であるということになる。この具体例から考えると、「ーナ」はいかなることをも許容しない全面的な禁止、「ナーソ」は二者択一の際などに一方を不可とする部分的な禁止というように成章が両者の差異を見ているようにも思われるが、はじめに挙げた「ひとへにかたくいさめたる心なり」と「何な」といさむるよりは心ゆるし」の記述からも言えるように、成章は「ーナ」を強い禁止、「ナーソ」を「ーナ」よりは弱い禁止と漠然と考えていたようにも思われる。つまり、禁止の強弱による漠然とした差異の、一面的なあらわれとして全面禁止と部分禁止の例を示したものであり、この全面禁止・部分禁止という差異が「ーナ」「ナーソ」の表現上の差異のすべてであると考えていたのではあるまいと考えられる。

しかし、成章・御杖の時代はすでに「ナーソ」は日常口語では用いらなかったはずであり（成章自身が「ーナ」の頁にわざわざ「里言同」としたことからもわかる）、『あゆひ抄』に具体例として示された「古今集」や神楽歌の用例も口語資料として扱うには問題の多いものであるところから、成章説をそのまま採ることはできない。

このような意味で、松尾捨治郎氏が「之（注：「ナーソ」と「ーナ」を区別しようとする、富士谷父子の説は熟考の価値はあるが、精細に過ぎて却つて正鵠を失したやうである」と結論づけられたことも一面では受け入れるべきとも思われるが、同一時期に異なる表現形式が存在する以上、そこに何らかの表現上の差異があると考えることがの方が言語の歴史という点から見てもより自然

ではあるまいか。

このように成章説に多くの問題が存することは明らかであるが、基本的には成章の指摘に基づきつつ、これを足がかりとして「ナーソ」・「ーナ」の表現上の差異について再検討してみたいと思う。

二・二 大野晋氏の説について

一方、「ナーソ」・「ーナ」の差異は、身分上下関係によって使い分けがあるという説を大野晋氏がたてられている。

大野氏の説は、「ーナ」を上下間の差のある絶対的禁止、「ナーソ」を上下関係にとられない誂えにちかい勧誘的な禁止であることを「源氏物語」を資料として規定したものである。

「な」と「な……そ」の相違は、使われた場合の対人関係に基いて「な」は上下の差のある絶対的禁止表現、「な……そ」はこれに反して、禁止ではあっても、誂えに近い勧誘的禁止ともいえないのではないかと思う。

この規定はこれまで漠然と考えられてきた「ナーソ」・「ーナ」の表現上の差異についてたいそう実証的な方法によって帰納した結論であり、きわめて画期的な説であることができる。しかし、禁止が否定命令として一種の命令表現である以上、かりに「ナーソ」を「誂えに近い勧誘的な禁止」であるとしても、身分的に〈上↓下〉という関係において「命令」というものは成り立ちにくいのではなからうか。

このような対人関係の規定においては場面的な状況をより具体的にまた広範囲に示すことが必要かとも思われる。

また、性別による「ナーソ」・「ーナ」の使い分けを示されたの

も大野説の特色の一つである。

『万葉集一』（『日本古典文学大系』）の頭注（九〇ページ）に

な…そ一単に…ナ、またはナ…という表現より優しい気持を表わすらしい。平安時代では女は…ナと断止する禁止表現を用いず、ナ…ソという。

という解説が見られ、また『岩波古語辞典』の「基本助詞解説」には、この性別による「ナ…ソ」・「一ナ」の使い分けがやや詳しく述べられている。

本稿では、以上のように成章によってはじまり、大野氏によって展開された「ナ…ソ」・「一ナ」の表現上の差異について、対人関係による使い分けに焦点をあてつつ、中古の和文系仮名書き散文を資料として共時的に考察を進めていくことにする。

三 「ナ…ソ」・「一ナ」の分布

中古の和文系仮名書き散文資料における「ナ…ソ」・「一ナ」の用例の分布を見てみると、全般的な傾向としては、周知のように「ナ…ソ」の方が「一ナ」よりも優勢である。（表一参照）

ということとは、いうまでもなく禁止表現として「ナ…ソ」の方が「一ナ」よりも多用されていたことを示すものである。この一見看過されがちな文献上の言語事実は「ナ…ソ」・「一ナ」の表現上の差異を知る上できわめて重要な事柄ではないかと思われる。

* aは会話文、bは和歌・歌謡、aのゴシックの部分が本稿で検討する用例の数値。cは会話文中の用例ではあるが、省略表現等のために変形した表現形式となっているもの。

資料	表現形式		ナ…ソ	一ナ	計
	種類	類			
竹取物語	a		9	2	11
	b		0	0	0
土佐日記	a		1	0	1
	b		0	0	0
伊勢物語	a		1	0	1
	b		3	2	5
大和物語	a		7	3	10
	b		2	4	6
	c		1	0	1
蜻蛉日記	a		7	2	9
	b		4	2	6
落窪物語	a		50	13	63
	b		0	0	0
枕草子	a		14	5	19
	b		2	1	3
	c		1	0	1
源氏物語	a		83	55	138
	b		9	9	18
	c		2	0	2
更級日記	a		0	3	3
	b		0	0	0
夜の寝覚	a		23	3	26
	b		0	0	0
狭衣物語	a		21	10	31
	b		3	1	4
	c		1	0	1
計			244	115	359

表 1

四 身分関係と場面的状況

まず話し手と聞き手の身分上の上下関係が「ナーン」・「ーナ」などのように反映しているかを表2によって検討してみよう。

* 表中の「上」・「下」は話し手と聞き手の相対的身分関係をあらわし、↓は会話の方向を示す。

* 表1のaの会話文のみを検討の対象としている。

表現形式 関係 資料	ナーン			ーナ			計		
	上↓下	対等	下↓上	上↓下	対等	下↓上			
竹取物語	9			9	2		2	11	
土佐日記			1	1			0	1	
伊勢物語		1		1			0	1	
大和物語	3	3	1	7	3		3	10	
蜻蛉日記	3		4	7		2	2	9	
落窪物語	41		9	50	10	3	13	63	
枕草子	13	1		14	4	1	5	19	
源氏物語	70		13	83	51	1	55	138	
更級日記				0	1	2	3	3	
夜の寝覚	20		3	23	2	1	3	26	
狭衣物語	19		2	21	9	1	10	31	
計	178	5	33	216	82	4	10	96	312

表 2

表2から「上↓下」の場合「ナーン」の方が、「上↑下」の場合は「ーナ」の方が用例数が多いことがわかる。特に「ーナ」に「上↓下」の用例が一〇例しか見られない現象は注目し値いしよう。この点においては大野説の対人身分関係による使い分けがある程度認められよう。しかし、これを全体的な用例の分布という点から見ると、次の表3のようになっている。

表現形式	身分関係	
	上↓下	下↓上
ナーン	82 (85%)	10 (10%)
ーナ	178 (83%)	33 (14%)
計	96	216

表 3

右の表3からわかるように、「ナーン」・「ーナ」の身分関係による使い分けの差がそれほど有意なものと言えるかどうかは疑問である。むしろ全体の分布から考えれば、「ナーン」・「ーナ」の両方において「上↑下」の表現がその八割以上を占めている点に、より注目すべきであり、「ーナ」に「上↓下」の例が少ないのと同様、「ナーン」においても「上↓下」はきわめて少ないとすることの方が妥当ではあるまいか。

以上のような解釈から個々の用例の場面とのかかわりを検討してみよう。まず、表2の「上↓下」の表現を拾ってみると、話し手が聞き手よりも身分的には下位であっても精神的あるいは場面的には何らかの形で優位に立っている例などが共通して見られることがわかる。「ーナ」の「上↓下」の表現一〇例は次のとおり

である。

いとうれしくの給ひしかばなん。これ北の方の見給はざらむ間に奉り給へ。ゆめ／＼けしき見え奉り給ふな。へあこぎ↓三郎君（落窪・二）

遣戸口におきて、とかうしておさへわななきみて、これあけさせ給ふなと願をたつ。へ姫↓神仏（同・二）

今よりかゝる事の給ふな。君のおぼしたる事いとはづかしといとはし。へ帯刀↓右近少将乳母(帯刀の母)↓（同・二）

「白山の観音、これ消えさせ給ふな」といのも、ものくるほし。へ作者↓観音（枕・職の御曹司におはします頃、西の廂にて）

あなかしこ、物のついでに、いはけなくうちいで聞えさせ給ふな。へ少納言乳母↓紫上（源氏・若紫）

殿はことさまにおぼしなる事おはしますとも、さやうにおぼし願かせ給ふな。へ宰相君↓雲居雁（同・乙女）

ゆめ、御宮仕のほどに、人ときしろひ疎む心つかひ給ふな。へ物怪↓源氏（同・若菜下）

こゝはけしきある所なめり。ゆめ寝ぬな。れうがいのことあらむに、あなかしこ、をびえさはがせ給な。息もせて臥させ給へ。へ家来↓作者（更級日記・初瀬）

「もゝしきを昔ながらに見ましかばと思も悲し賤のをだまきいふなゆめ」へねざめ↓帝（夜の寝覚・三）

右の用例一〇例のうち、二例は神仏に対する祈願の表現で、一応へ下↑上の関係をあらわす表現とみるが、こうした祈願の表現は、「ナーン」には見られないものである。

この二例を除いた他の用例に共通する点は、いずれも身分的にはへ下↓上の関係の表現ではありながら、場面的にはへ上↓下のなニュアンスがこめられている点である。

たとえば乳母から若君・姫君への教訓的・訓戒的な会話であったり、あるいは『源氏物語』中の物怪の言葉であったりというように、身分的にはへ下↓上であったり、場面的な状況はへ上↓下のな様相を呈していると言ふことができる。

次に「ナーン」のへ下↓上の場合の用例三〇例のうち、いくつかを取り出して見てみよう。

お方はなおぼしそ。かくてのみ止みたまふべき御身にもあらす。へ家人↓主人(女)↓（大和・一〇三）

なを、年のはじめに、はらたちなぞめそ。へ侍女たち↓道綱母↓（蜻蛉・天禄二）

けしからず。今はかけてもかゝる事なの給ひそ。へ落窪↓大將殿（落窪・四）

さあれ、今はなおもほしそ。御婿ども多かり。なほ御心つかひ給へ。へ女房たち↓北の方↓（同・三）

かかる御事なくてだに、思ひ放ち聞えさすべきにもあらぬを、まして心の及ばむに從ひては、何事も後見聞えむとむ思ひ聞え給ふ。更にうしろめたくな思ひ聞え給ひそ。へ源氏↓六条御息所（源氏・尋標）

見苦しからむ事などは、老いしらへる女房などして、つつまぜ教へさせ給ひて御覽せよ。若き人々のことぐさには、な笑はせ給ひそ。うたてあはつけきやうなり。へ頭中将↓弘徽殿

女御

(源氏・常夏)

宮の御事を、かるくはいかがが聞ゆる。おそろしう、人聞きかたはに宣ひなしそ。〈木工工君↓髭黒北の方〉(同・真木柱)

かくおぼし構ふる心の程をも、いかなりけるとかは推し量り給はむ。なほいとかくおどろくしう心憂くな取り集めまどはし給ひそ。(大君↓薫)

(同・総角)

かくな思召しそ。安らかに思しなせとてこそ聞えさせ侍れ。

〈右近(浮舟乳母子)↓浮舟〉

(同・浮舟)

さるやうこそは侍らめ。人情はしたなくも宣はせそ。

〈大輔君(中君女房)↓中君〉

(同・東屋)

よその覚えは、父なき人はいと口惜しけれど、さがなき継母に憎まれむよりは、これはいとやすし。ともかくもし奉り給ひてむ。なおぼしつくせそ。〈浮舟乳母↓浮舟〉(同・東屋)

うたておそろしきまでな聞えさせ給ひそ。何事も御宿世にてこそあらめ。〈侍従↓右近〉

(同・浮舟)

世の常に疎々しくなもてなし聞え給ひそ。〈女房達↓中君〉

(同・早敷)

あが君、ゆめ、おはしまさむと、な思しかけそ。〈宰相↓君

大納言〉

(夜の寢覚・二)

さらば、なくだり給そ。京にも頼りなく、ひとりともまらせ給

はんこそ、後めたう侍らめ。〈乳母↓飛鳥井〉(狭衣・一)

以上の例からも、「ナーン」の身分的には確かに〈下↓上〉の表現である場合も、その場面的状況を考えてみると、やはり身分の上下関係では捉えきれないものがあることがわかる。

乳母や女房が姫君・北の方・主人に対していさめ教えさすと表現や相手を強く励ます叱咤激励の表現など「ーナ」の場合に見られたのと同様、「ナーン」においても身分的には〈下↓上〉の関係であっても、実際の会話の場面的状況は〈上↓下〉的なニュアンスで描かれている。

以上のことから「ナーン」・「ーナ」の表現形式において、その多く(約八〇%)は〈上↓下〉の身分関係において用いられており、例外的な〈下↓上〉の身分関係において用いられる例も、場面とのかかわりを考慮に入れると、これまで見たように〈上↓下〉的なニュアンスを持つ表現であることがわかる。

ということは、「ナーン」・「ーナ」の表現形式による禁止は、常に〈上↓下〉あるいは〈上↑下〉的表現においておこなわれているということになる。とするならば身分関係によって両表現形式の差異を規定しようとするにはやや無理があるのではないだろうか。

すなわち「ナーン」・「ーナ」の表現形式による禁止は話し手が相手の動作を直接的に否定する、いわば広義の命令表現であり、命令的な機能を有する以上、基本的には〈上↑下〉あるいは〈上↓下〉的関係において機能すると考えるべきではなからうか。

また身分の上下関係による使い分けということを考える以上、当然敬語との関連にもふれておかなければならないだろう。

此島正年氏は、この点について

禁止の意の強弱の差は、あるいは表現の相手に対する待遇意

識と関係はしないかと思ひ、源氏の用例について調べてみたところ、「な一そ」が尊敬動詞に用いられた例は九三のうち六四で六九パーセント、「な」が尊敬動詞を受ける例は五九のうち三三で五六パーセントという数が出た。「な一そ」のほうにやや尊敬動詞の多い感じがするが、有意的差といえるかどうか。

のように述べられている。「ナ一ソ」の方に尊敬動詞がやや多く見られるという現象は、『源氏物語』にかぎらず、本稿の資料でもほぼ共通したものである。

しかし、前に述べたように全体の分布から見ると〈上↓下〉の關係は「ナ一ソ」の方にやや多く見られること、また用例はすべて会話文のものであること、そして今まで述べてきたように全体的には〈上↑下〉的表現として考えられることなどの点から、尊敬語のあらわれ方からそのまま「ナ一ソ」・「一ナ」の表現上の差異を帰納することは困難であるように思われる。

現代語においても一般的に尊敬語の命令形の場合の敬意が低くなることはすでに指摘されており、また身分的に下位の者の行動を尊敬語で表現したりすることが「喚びかける言語行動」に多く認められることも注目されている。このような指摘から考えれば、命令形はいわゆる未然・連用・終止・連体・已然・命令の六つの活用形の中でも常に表現主体の主観に基くものとして他の活用形と区別することができ、またその際に命令・勧誘・願望などの広義の命令表現は待遇表現の体系的な位置づけの上で大きな問題を有していることとも深く関連していると思われる。

したがって、この場合、否定の命令である禁止の「ナ一ソ」・「一ナ」においては、尊敬語の敬意が地の文に見えるような形で表現形式の上に反映するとは考えられないわけであり、「ナ一ソ」・「一ナ」の差異という観点からではなく、むしろ命令表現全体の待遇の問題として捉えなおすことによつて明らかになる事柄であろうと思われる。

五 性別による使い分けについて

「二 従来の諸説について」で簡単にふれたように、「ナ一ソ」・「一ナ」の差異を性別による使い分けにあると考える方がある。『岩波古語辞典』の「基本助詞解説」(一四五八ページ)には次のように述べられている。

な(禁止) 禁止の副詞「な」の文末に置かれるものと起源的には同一である。平安時代には漢文訓読にも用い、男子の上位の者が下位の者に対して用いる禁止表現となり、平行して行なわれた「な(副詞) ……そ」が女子の用いる、また女子に対して用いる優しい禁止表現であるのと相違があった。

しかし実際の性別による使い分けを見ると必ずしも右の記述のように考えられない面が多く見られるのである(表4参照)。右の『岩波古語辞典』の指摘のように、「ナ一ソ」の場合、その話し手聞き手のいずれか一方が女性であることを条件とするならば、例外は「男↑男」二一例である。

「人のそしりな負ひそ。さ思ふやうあり」との給ふ。へ父の右大臣↓衛門督(道頼)〈落窪・二〉

「人のため恥ぢがましき事なく、いづれをもなだらかにもて
 なして、女の恨みな負ひそ」と宣はするに、(桐壺帝↓源氏)

(源氏・葵)

右に示したような(男↓男)の例外(二一六例中二二例)はど
 のように考えるべきであろうか。全体の約一割に過ぎない例外で
 あるが、この例外の説明がつかないかぎり、「ナーン」を「女子の
 用いる、また女子に対して用いる」表現として規定することは困
 難なのではなからうか。

「ーナ」の場合、『岩波古語辞典』の「男子の上位の者が下位の
 者に対して用いる禁止表現」とする規定は、聞き手(被禁止者)
 をも男子としているのか、あるいは男女を問わず、「下位の者」
 としているのか、表現上、やや明確さを欠いているが、もし、
 「下位の者」を男子に限定しているとすれば、表4の(男↓
 男)の例は九六例中二〇例のみであり、他の七六例は条件にあて
 はまらないことになってしまう。したがって「男子の上位の者が
 下位の者に対して」という記述の解釈としては、(男↓男・女↓
 女)、しかも(上↓下)の関係で用いられている場合とならう。

このような観点から「ーナ」を捉えなおしてみると、(男↓男)
 二〇例・(男↓女)五四例、計七四例が「男子の上位の者が下位
 の者に対して用いる禁止表現」としての「ーナ」の条件にあては
 まることになる。しかし、「ーナ」には、実際には(女↓男)一一
 例・(女↓女)八例が存在しているのである。

御達、北の方に「かくなん」ときこゆれば、「あなかま。落窪
 の君に聞かすな。心おごりせんものぞ。(略)」「北の方↓女

表現形式 話し手 資料	ナーン					ナ					計		
	男↓男	男↓女	女↓男	女↓女	他	小計	男↓男	男↓女	女↓男	女↓女		他	小計
	竹取物語	1	4	2	2		9	2					
土佐日記					1	1						0	1
伊勢物語			1			1						0	1
大和物語	1	1	3	1	1	7		2	1			3	10
蜻蛉日記		2	3	2		7			2			2	9
落窪物語	6	16	14	12	2	50	5	2	2	3	1	13	63
枕草子	0	5	3	5	1	14	1	2			2	5	19
源氏物語	11	43	9	20		83	12	38	2	3		55	138
更級日記						0		2		1		3	3
夜の寝覚	2	12	6	3		23		2	1			3	26
狭衣物語	0	3	2	14	2	21		6	3	1		10	31
計	21	86	43	59	7	216	20	54	11	8	3	96	312

表 4

房達
 「いとうれしくの給ひしかばなん。これ北の方の見給はざら
 (落窪・一)

む間に奉り給へ。ゆめ／＼けしき見え奉り給ふな」へあこぎ
 ↓三郎君 (同・二)

うたである思ひやりことなれど、かけてさやうの世づいたる
 筋におぼし寄るな。(六条御息所→源氏) (源氏・深標)

「同じ君とこそ頼み聞えさせつれ。口惜しく渡らせ給ふこと。
 殿はことさまにおぼしなる事おはしますとも、さやうにおぼ
 し難かせ給ふな(宰相(夕霧の乳母)→雲居雁) (同・乙女)

以上のように見てくると、『岩波古語辞典』で指摘されたよう
 な性別による「ナーン」・「ーナ」の使い分けは、蓋然性としては
 考えられるものの、使い分けとして規定すべきものではないと思
 われる。

ただし、話し手が女性の場合に限ってみてみると、(ナーン)
 では(へ女→男)四三例・(へ女→女)五九例の計一〇二例あるのに対
 し、「ーナ」では(へ女→男)一一例・(へ女→女)八例の計一九例と
 きわめて少なく、この限りにおいては話し手が女性の際には「ナ
 ーン」の方が多用されたとすることができよう。ということは、
 いうまでもなく「ーナ」が女性に好まれなかったことを示すわけ
 であり、ものやわらかな表現を好む女性の一般の傾向が、強い禁
 止である「ーナ」を使用忌避へ導いたと考えることができよう。

したがって、結果的に上下関係や性別の上で、使い分けがある
 ように認められるのは「ナーン」・「ーナ」の表現性の相違ゆえで
 あり、上下関係や性別などを両表現の使い分けの原則とすること
 は、論理的には逆を行くことになってしまいうわけである。ここで
 は、なぜそのような相違が見られるのかという表現上の差異につ

いて考えなければならぬと思われる。

六 「ーナ」の表現性について

身分の上下関係による規定および性別による規定が困難である
 ことが判明した段階で、もう一度形態的な側面から「ナーン」・
 「ーナ」について考えなおしてみよう。特に、ここでは禁止(否定)
 とともに用いられる副詞と感動詞に焦点をあてて考えてみる。

この点についてはすでに根来司氏による指摘があるが、本稿で
 はこの現象を「ナーン」と「ーナ」の差異という観点で捉え、も
 う少し具体的に検討してみたいと思う。(表5参照)

まず禁止(否定)と共に呼応して用いられるいわゆる陳述副詞
 に「ゆめ」・「ゆめゆめ」があるが、「ナーン」・「ーナ」の同一文
 脈上で共に用いられているものを見てみると、ほとんどが「ーナ」

表現形式 諸語 資料	ナーン		ーナ		計
	ユメ	アナ	ユメ・ユメユメ	アナ	
	ユメ・ユメユメ				
取佐勢和鈴窪					0
竹土伊大鱈落枕源更					0
夜狭					0
氏級寛衣	1		3		4
の寝					0
計	1	1	3	1	5
		1	5	3	9
	1		1	2	3
			1	5	3
	1		1		6
計	3	2	15	11	31

表 5

と共にあらわれている。

これ北の方の見給はざらむ間に奉り給へ。ゆめ／＼けしき見
え奉り給ふな。へあこぎー三郎君（落窪・二）

ゆめ、御宮仕のほどに、人ときしろひ疎む心つかひ給ふな
〈物怪↓源氏〉
（源氏・若菜下）

また「あなかしこ」・「あなかま」のように感動をあらわす「あ
な」をともなる場合も「ーナ」に集中しているとみてさしつかえ
ない。

あなかま、落窪の君に聞かすな。心おごりせむものぞ。へ北
の方↓女房達（落窪・一）

あなかしこ、物のついでに、いはけなくうちいで聞えさせ給
ふな。へ少納言乳母↓紫上（源氏・若紫）

これらの「ゆめ」「ゆめゆめ」「あな」と「ーナ」の関係に対し
て、これらの諸語をともなる「ナーン」の五例は次のとおりであ
る。

今はいなん。ゆめ此たびにたより、人にかくな。すべて忘れ
じ。へ女↓男（大和・附載説話）

あなかしがまし。いたくないひしづめぞ。誰も／＼皆貧しけ
れば言ふにこそあらめへ北の方↓人々（落窪・四）

いみじう隠させ給ひし事なり。ゆめゆめまろが聞えたと、
な口にも。へ右京の君↓作者（枕・御前にて人々とも）

あなかしこ、あだにな。へ惟光↓弁（源氏・葵）

あが君、ゆめ、おはしまさむと、な思しかけそ。へ幸相君↓
大納言（夜の寝覚・二）

以上の例からわかるように、「ナーン」に「ゆめ」・「ゆめゆ
め」・「あな」がともなわれる場合は比較的まれであり、しかも五
例のうち三例は「ーン」の部分が省略された表現においてあらわ
れているのである。

このような現象から考えると、「ゆめ」・「ゆめゆめ」・「あな」
などの語は「ーナ」の形式とともに頻繁に用いられているとして
さしつかえないようであり、これら諸語のあらわれ方に今見たよ
うなかたよりがある以上「ナーン」と「ーナ」にはやはり一線を
画すべき表現上の差異があると見た方がよいと思われる。

この場合「ゆめ」・「ゆめゆめ」は強意をあらわし、「あな」は
話し手の感動をあらわすところから、否定と呼応するかたちで、
「決して……（ない）」等と口語訳されることが多いわけで、一応
「ーナ」による禁止を強調するものと考えてよいと思われるが、
その際には「ーナ」との関係も考えておく必要がある。

つまり、そのつながりが当時の人々にとって強^{II}強であったの
か、強^{II}弱であったのかという問題である。「ーナ」が強い禁止
の意を有していたのならば、諸語は二重の強調の意で付加された
ものであろうし、「ーナ」がそれほど強い禁止をあらわしていな
いとすればその弱さを補強して強い禁止として表現するために諸
語は用いられたと考えることになる。

わたくしはこの場合前者を支持したいが、これはむしろ「ーナ」
の表現がこれら諸語を必要としてより強い禁止表現を形成してい
るものと思われ、これら諸語が「ナーン」ではなく、「ーナ」
の表現形式の中にあらわれたことに注目しておきたいと思う。

以上の副詞・感動詞と「ーナ」との相関関係は、前に述べたように、「ナー」・「ナーソ」の表現上の差異が身分関係や性別によっては捉えられないことと関連して、「ーナ」が強い禁止であることを支持するものであり、この禁止の強さが、現象的にたとえば女性の表現ではあまり好まれなかったり、また特定の副詞や感動詞のあらわれ方のかたよりとして文脈の上であらわれてきたわけである。

したがって、この「ーナ」の禁止の強さは、いうまでもなく表現者の意志によるものであり、その意味で「ーナ」は、話し手の感情による強い禁止を有する表現であると規定することができよう。

七 「ナーソ」・「ーナ」の差異

以上のような「ーナ」の強い禁止の意に注目しながら、その用例を検討し、話し手の表現意図によって分類を試みてみると、「ーナ」の表現のほとんどが強圧・祈願・嘆願・教訓・訓戒などの意味に入り、いずれも話し手の強い禁止の感情をあらわしていることが明らかになる。

① 強圧

此玉取りえでは家にかへりくな。〈大伴のみゆきの大納言〉

家人◇

(竹取・龍の首の玉)

運びたらん物失ふな。たしかに返さん。〈男君→家人〉

(落窪・三)

ゆめ、その人にまろありとのたまふな。〈薫→弁ら〉

(源氏・宿木)

この場合が〈上↓下〉の典型的な例となる。

② 祈願

これあけさせ給ふなと願をたつ。〈姫→神仏〉(落窪・二)
白山の観音、これ消えさせ給ふな。〈作者→神仏〉

(枕・職の御曹司におはします頃、西の廂にて)

祈願の場合は、対象が「神仏」であるので、しいて上下関係から言えば、〈下↓上〉となる。けれども話し手の強い意志を反映した禁止のために「ーナ」が用いられているわけで、場面的には強い命令であり、強圧の表現とは上下関係においてはちやうど逆の形になるが、同じく強さを要求する点で共通している。

③ 嘆願

ゆめ異男したまふな。我にあひたまへ。〈内舎人→女〉

(大和・一六九)

ひとり世に、おはせじな。さりとも、おのが忌みのうちに

し給な。〈道綱母→兼家〉

(蜻蛉・康保三)

命尽きぬと聞召すとも、のちの事おぼしいとなむな。さらぬ

別れに御心動かし給ふな。〈入道→明石上〉(源氏・松風)

祈願の場合は、対象が「神仏」であったのに対し、特にそうした限定なく嘆願する表現となっているものである『万葉集』にも「一タマフナ」の形で身分差のある女性から発せられた相聞の表現がある。

④ 教訓・訓戒

あなかしこ、物のついでに、いはけなくうちいで聞えさせ給ふな。〈少納言乳母→紫上〉

(源氏・若紫)

殿はことさまにおぼしなる事おはしますとも、さやうにおぼし願かせ給ふな。〈宰相君↓雲居雁〉 (同・乙女)

ゆめ、御宮仕のほどに、人ときしろひ疎む心つかひ給ふな。〈物怪↓源氏〉 (同・若菜下)

前に述べたように身分的には「上↓下」関係における「一ナ」の用例は、ほとんどこの教訓・訓戒の範疇に入る。「ナソ」の場合も「下↑上」関係の用例はたぶん教訓的・訓戒的であるが、

「四 身分関係と場面的状況」に示した用例からも判断できるように「一ナ」の表現は相当の強さを伴って用いられており、教訓・訓戒といつても、教えさとすような柔かいニュアンスではなく、強い調子の表現が多いことも見逃がせない。

一方、「ナソ」は成章の指摘以来やわらかい禁止あるいは婉曲的な禁止等と言われているが、今まで述べてきたように、その身分関係においては「上↑下」の表現が約八割におよび、その中には「一ナ」と同じようになり強い禁止をあらわすものも皆無とはいえない。とくに身分関係が大きく隔たっている場合などに「一ナ」の強圧に近い表現も見られる。

我も我もとあやふくおそろしきまでさきに立たんといそぐを、「かかないそぎそ」と扇をさし出でて制するに「作者↓供の者」 (枕・見るものは)

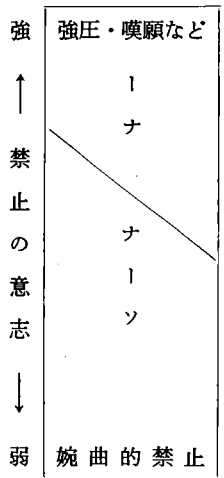
「事々しくさきな追ひそ」と宣へば、殊に音もせて入り給ふ。〈源氏↓配下〉 (源氏・野分)

「この尼君はなど逃ぐるぞ」と、追ひつきて走るを、御車を

とどめて、「かうなせそ」といはせ給へば、〈狭衣↓隨身〉 (狭衣・一)

しかし、一方では女性に多く用いられるという傾向が見られ、人にすげさするに、それも急げばにやあらん、とみにもさし入れぬを、「いで、ただなすげそ」といふを、さすがになどてかと思ひ顔にえ去らぬ、にくささへそひたり。〈作者↓縫物をたのんだ人〉 (枕・心もなきもの)

以上のように「ナソ」の表現性を見てみると、その適応範囲は「一ナ」と比較してはるかに広く、一概に「一ナ」は強、「ナソ」は弱、というようには言い切れない面があるように思われる。強い禁止という点で特徴的に用いられるのが「一ナ」であることについては今まで述べてきたとおりであるが、「ナソ」の場合には、「一ナ」に近い強い禁止を示すものから、婉曲的な言い回しまできわめて広く用いられている例が散見し、むしろ禁止としての意味を広範囲に有すると考えられるのである。



したがって、「ナーン」・「ーナ」の表現上の差異は、「ーナ」がとくに強い禁止をあらわすことにおいて際立っていることであり、「ナーン」はこれを含み得る広範囲な禁止の表現であること指摘したいと思う。右の図は、以上のような「ナーン」・「ーナ」の表現上の差異を図によって示したものである。

八 まとめ

以上、述べてきたことをまとめると、およそ次のとおりである。⁽¹⁵⁾

一、中古の和文系禁止表現において「ーナ」は話し手の感情を反映した強い禁止の意をあらわす。

二、その際に「ナーン」は当時の禁止表現として広く用いられ、強い禁止から婉曲的なニュアンスの禁止にまで広範囲に使用された。

三、また「ナーン」・「ーナ」は場面的な状況を考え合わせると、ほとんどすべてが「へ上り下」あるいは「へ上り下」的表現であり、身分関係による表現上の差異の規定は困難である。また性別による使い分けも、女性が「ーナ」を多く用いないという一般の傾向が見られるだけで、截然とした区別は考えられない。

注(1) 福井久蔵編『国語学大系』15 九九ページ

(2) 富士谷御杖は父成章の説をうけて『俳諧天爾波抄』の中で「奈何そといふは、なとばかりいふよりは、一段その事に切なる禁詞なり。されば余をゆるす心はかかるべし」

〔富士谷御杖全集』5〕と述べている。

(3) 松尾捨治郎『国語法論攷』八三〇ページ

(4) 大野晋「源氏物語のための文法」〔解釈と鑑賞』24・2 昭34・11)

(5) 「身分上下関係による使い分け」性別による使い分けについては佐藤宜男氏に次のような指摘がある。

○「なーそ」が男女の別なく、広く用いられるのに対し、「な」は男性に多く用いられる傾向がある。

○「な」は同等以下のもので対して用いられることが多い。「なーそ」は、上位者に対しても下位者に対しても用いられる。

佐藤宜男「な」と「なーそ」〔文芸研究』63 昭45・1) 参照。

(6) 「ナーン」・「ーナ」の分布状況については大坪併治「禁止表現法史」〔国語国文』5・10 昭10・9) 以来諸氏の指摘がある。拙稿「禁止表現形式の変遷」〔国文学研究』48 昭47・10) 参照

(7) 此島正年『国語助詞の研究』(桜楓社 昭41) 三八〇ページ〜三八一ページ

(8) 吉田金彦『現代語助動詞の史的的研究』(明治書院 昭46) 四九九ページ

蜂谷清人「待遇表現の移りかわり」〔新・日本語講座4 日本語の歴史』汐文社 昭50)

(9) 塚原鉄雄「敬語」〔コトバの科学』2 中山書店 昭33) 同「尊者に対する敬語」〔平安文学研究』15 昭29・6)

同「中古語」(月刊文法) 2・10 昭45・8)

(10) 命令形の主観性については、たとえば阪倉篤義『語構成の研究』(角川書店 昭41) 八一ページ〜八三ページ等に
くわしい言及がある。

(11) 宮地裕『文論』(明治書院 昭46) 二五四ページ〜二五五
五ページ

辻村敏樹「敬語と非敬語―敬語研究の問題点―」(国語
と国文学) 53・10 昭51・10)

(12) 「国文学(学燈社)」(4・9 昭34・6) 一八六ページ
(根来司氏担当執筆)

(13) 「(ー)ソ」を省略した「ナ(ー)」の表現は、「ー」部分を
特に明確しなくても話し手の意志が充分に通じる場面での
表現である。注(12)一八九ページ(根来氏執筆)にも指摘
がある。

(14) 拙稿「禁止表現形式の歴史的関係について」(国文学研
究) 60 昭51・10)

(15) 国語学会研究発表会発表要旨(「国語学」108 昭52・3)
参照

* テキストおよび本文中の引用は『源氏物語』は『対校源氏
物語新釈』、その他は『日本古典文学大系』による。

* 本稿は「国語学会秋季大会」(昭51・11・6 静岡女子大)
の研究発表をもとにしたものである。発表後多くの方々から
さまざまな御教示をいただいた。記して謝意を表したい。

* 本誌六十集(昭51・10)掲載の拙稿「禁止表現形式の歴史
的關係について」に左記の校正上の誤りがありましたので、
おわびして訂正いたします。

ページ 行 誤 正

56 下段 7 「na」形式は 「na」形式は

62 下段 21 雲たなび(き) 雲なたなび(き)

63 上段 16 「na」形式を 「na」形式を

66 上段 13 感定して 想定して